

狂犬病予防注射と飼い犬の登録

●問合せ 環境衛生課
☎072-958-1111 内線 2842

犬の飼い主は「狂犬病予防法」により年1回注射を受けさせる義務があります。
かかりつけの動物病院が最寄りの集合注射会場（下表）で、必ず予防注射を受けさせてください。

●狂犬病予防注射・飼い犬登録 実施日程表 ・狂犬病予防注射 [料金] 3,250 円 (内訳: 注射費用 2,700 円、済票交付手数料 550 円)

| 実施日 | 時間 | 会場 |
|----------|-------------|---------------------|
| 4月9日(火) | 9:40～10:00 | 碓井4丁目公園 (西名阪高架下) |
| | 10:20～10:50 | 王水町会館前 |
| | 13:30～13:50 | 西浦1丁目公園 (ローレルコート横) |
| | 14:10～14:30 | 市水道局石川浄水場前 |
| | 14:50～15:20 | 白鳥神社東側 (古市1丁目) |
| 4月10日(水) | 9:30～10:10 | 陵南の森総合センター図書館車庫前 |
| | 10:30～11:20 | 島泉集会所裏側駐車場 (島泉5丁目) |
| | 13:30～14:00 | 西川公園 (恵我之荘2丁目) |
| | 14:20～15:20 | 羽曳野市支所裏 |
| 4月11日(木) | 9:40～10:00 | 飛鳥出荷場 |
| | 10:20～10:50 | 杜本神社南側駐車場 |
| | 13:30～13:50 | 石川右岸河川敷 (大黒橋北側) |
| | 14:10～14:50 | 石川プラザ第2駐車場 |
| 4月12日(金) | 9:40～10:20 | ペビーハウス社協駐車場 (高鷲9丁目) |
| | 10:40～11:00 | 高之羽公園 (高鷲3丁目) |
| | 13:30～14:00 | むつみの集会所公園 |
| | 14:20～14:40 | 東除公園 (南恵我之荘3丁目) |
| | 15:00～15:20 | めぐみ公園 (しなげせせらぎの道) |
| 4月15日(月) | 9:40～10:30 | 広瀬神社 |
| | 10:50～11:10 | 東阪田公園 |
| | 13:30～13:50 | 尺度公民館前 |
| | 14:10～14:40 | 羽曳が丘10丁目公園 |
| | 15:00～15:30 | 河原城会館前 |

| 実施日 | 時間 | 会場 |
|----------|-------------|--------------------|
| 4月16日(火) | 9:40～10:00 | 野々上府管住宅集会所東側公園 |
| | 10:20～10:40 | エコプラザはにふ駐車場 |
| | 13:30～14:20 | 丹治はやプラザ自転車置場 |
| | 14:40～15:10 | 郡戸共栄公園 |
| 4月17日(水) | 9:30～10:00 | 城山会館前 (古市6丁目) |
| | 10:20～11:10 | 西浦公民館前 |
| | 13:30～13:50 | 市民体育館前 (西浦1047番地) |
| 4月18日(木) | 14:10～14:50 | 羽曳が丘南公園 (7丁目) |
| | 9:30～10:00 | 野々上公民館前 |
| | 10:20～10:50 | 伊賀田鶴岡地集会所公園 |
| | 13:30～14:10 | 羽曳山上印公園 (はびきの4丁目) |
| 4月19日(金) | 14:30～15:10 | 桃山台1号公園 (1丁目) |
| | 9:30～9:50 | 白鳥児童館運動広場 |
| | 10:10～10:40 | 羽曳が丘ネオポリス公園 (西5丁目) |
| | 13:30～14:10 | 羽曳が丘中公園 (3丁目) |
| 4月20日(土) | 14:30～15:20 | 羽曳が丘西中公園 (西3丁目) |
| | 14:00～15:00 | 市役所本庁議会棟駐車場 |

●飼い犬登録事務委託獣医院 (市外局番 072)

| | | |
|-------------|------------|----------|
| グランママ動物病院 | 野々上 2-24-4 | 952-3033 |
| 畠山獣医科診療所 | 古市 6-18-4 | 956-9211 |
| 福田獣医科クリニック | 誉田 3-13-3 | 958-8181 |
| 山村獣医科医院 | 軽里 3-3-4 | 958-3194 |
| トム・ソーヤー動物病院 | 羽曳が丘 3-2-1 | 956-5880 |
| 羽曳野動物病院 | 島泉 9-21-3 | 955-9377 |
| 古市動物病院 | 軽里 3-3-25 | 958-1263 |

【その他】

- ・飼い犬の死亡や転居など、登録事項に変更があった場合は、注射会場または環境衛生課まで届け出が必要。
- ・新しく犬を飼い始めた場合は、別途登録(手数料 3,000 円)が必要。
- ・つり銭がいらぬようにご協力お願いします。

【犬の飼い主の方へのお願い】

- しつけをしっかりとしましょう。
- 狂犬病予防注射を受けさせましょう。
- 近隣市を含め、迷子犬の届出が毎年のようにあります。首輪に迷子札等を付けておくことをお奨めします。
- 散歩(運動)をするときは、犬を十分制御できる人が丈夫な綱やリードを付けてみましょう。また、フンは持ち帰るなど飼い主が責任をもって処理しましょう。また、他人の迷惑となる場所で尿をさせるのはやめましょう。

- ②任意代理人(登録ができる人から委任を受けた人)の場合は本人確認書類に併せて、委任状など
- ③法定代理人の場合は本人確認書類に併せて資格を証明する書類
- 6. 登録受付場所・・・市役所本館1階市民課・支所
- 7. 通知対象の証明書
 - ①住民票の写し(除かれた住民票を含む)
 - ②住民票記載事項証明書
 - ③戸籍附票の写し(除かれた戸籍附票を含む)
 - ④戸籍謄本及び戸籍抄本(全部事項証明書及び個人事項証明書)(除かれた戸籍を含む)
 - ⑤戸籍記載事項証明書(一部事項証明書)(除かれた戸籍を含む)

●問合せ 市民課 ☎072-958-1111 内線 1670

羽曳野市本人通知制度

4月1日から本人通知制度の通知内容を充実させます。
また、交付事実証明を廃止します。

1. 目的

代理人や第三者による請求に基づいて住民票の写し、戸籍謄抄本などを交付したとき、事前に登録されている人にその事実を通知し、不正請求を抑制する効果を期待するものです。

2. 制度の流れ(登録から通知までの流れ)

①事前登録 ②代理人・第三者請求に基づく交付(住民票の写しなどの請求があれば審査の上交付) ③交付事実などの通知(事前登録者に交付した日、種類および通数、交付請求者の種別を通知)

3. 登録ができる人

①羽曳野市に住民登録をしている人、および過去5年以内に住民登録をしていた人②羽曳野市に本籍がある人、および過去に本籍があった人

4. 登録期間

登録日から廃止の届出を提出するまで。ただし、事前登録者が死亡、国外に転出したとき、変更の届出を怠ったことなどにより交付事実などの通知が返戻されたときは、事前登録は廃止になります。

5. 登録に必要な書類

①本人の場合は本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)